

雄武町下水道ビジョン



令和8年3月

北海道雄武町

目 次

第1章. 下水道ビジョン策定にあたって.....	1
1.1 策定の趣旨.....	1
1.2 位置付け.....	2
1.3 計画期間.....	3
第2章. 雄武町下水道ビジョン.....	4
2.1 下水道事業の現状と課題.....	4
2.1.1 下水道事業の役割.....	4
2.1.2 下水道事業の概要.....	4
2.1.3 経営指標を用いた下水道事業の現状分析.....	6
2.1.4 その他下水道事業の現状.....	20
2.2 基本方針と基本目標.....	22
2.2.1 基本理念の設定.....	22
2.2.2 基本目標・基本方針の設定.....	28
2.2.3 主要施策.....	29
2.3 投資・財政計画.....	32
2.3.1 下水道ストックマネジメント計画.....	32
2.3.2 投資計画.....	34
2.3.3 投資・財政計画.....	36
第3章. フォローアップ.....	39
第4章. 用語集.....	40

第1章.下水道ビジョン策定にあたって

1.1 策定の趣旨

本町では、平成3年11月に事業認可を受け公共下水道事業に着手しました。平成8年3月には雄武浄化センターの供用を開始し、現在まで下水道施設の整備・拡充をしてきたところです。

公共下水道事業は、快適な生活環境の保護や公共水域の水質保全を目的とした町民の日常生活に欠くことのできないサービスであり、将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくことが求められています。しかし、下水道事業を取り巻く環境は施設の老朽化に伴う改築更新事業費の増大や、人口減少等による使用料収入の減少などにより厳しさを増しています。こうした状況に対応し、経営の健全化を図るため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要となります。

そこで、本町の下水道事業においても、近年の社会情勢の変化を踏まえて下水道事業の目指すべき将来像を明確にし、実現に向けた具体的な方策を含めた「雄武町下水道ビジョン」を令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間として、策定することにしました。

1.2 位置付け

下水道ビジョン策定においては、上位計画である「第6期雄武町総合計画」や雄武町公共下水道事業計画・ストックマネジメント計画等の関連計画と整合を図り、下水道事業の運営方針を定めます。

計画期間は、令和8年度～令和17年度の10年間とします。

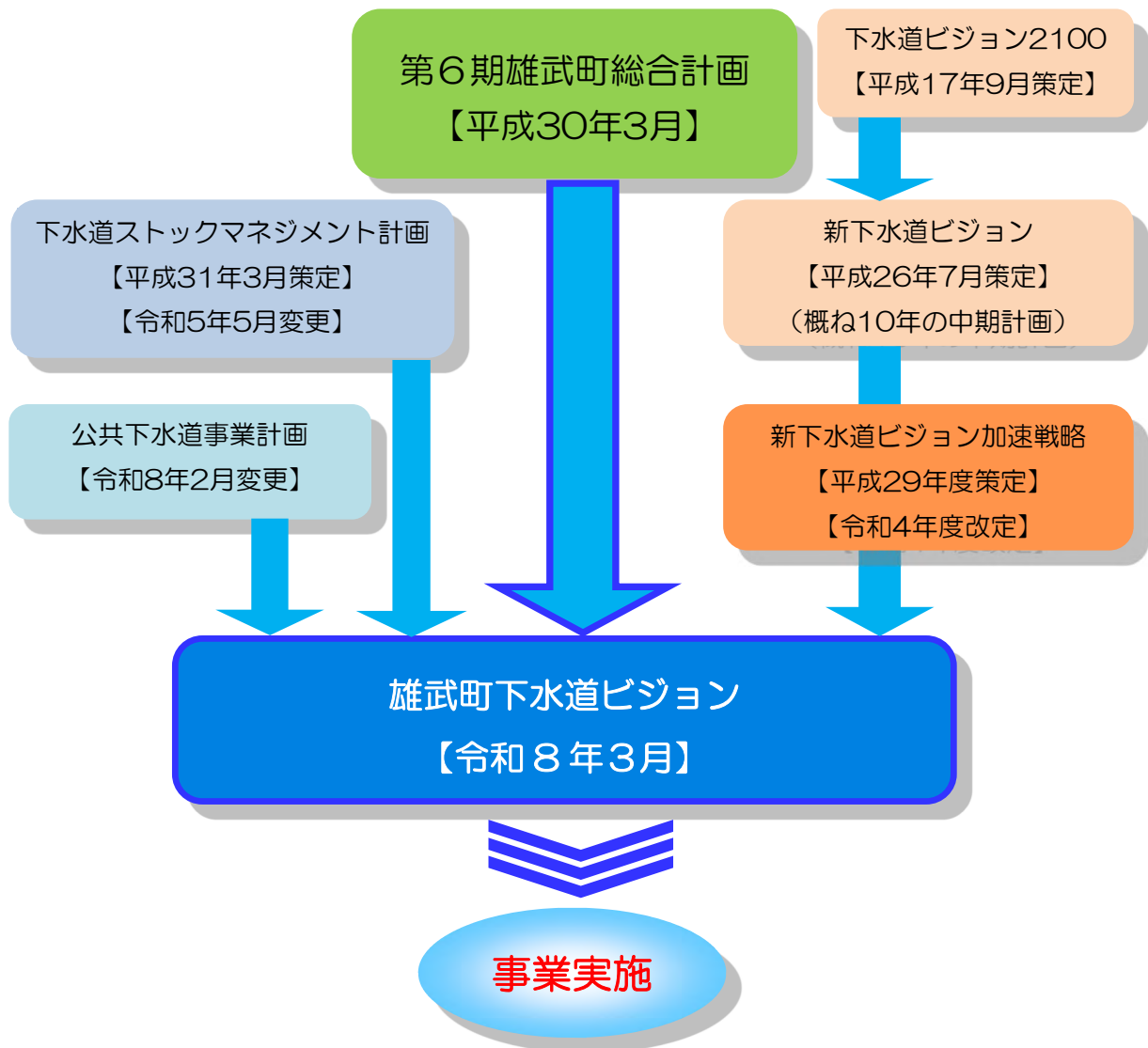


図 1.1 雄武町下水道ビジョンの位置づけ

1.3 計画期間

本下水道ビジョンでは、計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

項目	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	備考	
第6期雄武町総合計画 (H30.3策定)→後期計画(R6.12 改定)	前期計画		後期計画														計画期間はH30～R9 (2018～2027)
まち・ひと・しごと創生雄武 町人口ビジョン (H28.3策 定)																計画期間はH27～R42 (2015～2060)	
第2期雄武町まち・ひと・しごと 総合戦略 (R2.3策定)																計画期間はR2～R6 (2020～2024)	
第3期雄武町まち・ひと・しごと 総合戦略 (R7.5策定)																計画期間はR7～R11 (2025～2029) 人口根拠は第2章人口ビジョン	
下水道全体計画 (R2策定)																第6期総合計画の計画目標年度 と整合を図り、計画目標年度は R9 (2027)	
下水道事業計画 (R2策定)						期間延伸2年間										令和7年度から2年間延伸し、 次期計画目標年度はR9 (2027)	
ビジョン (今回策定)					策定	計画期間 R8～R17										計画期間はR8～R17 (2026～2035) の10年間	

図 1.2 下水道ビジョンの計画期間と他計画のスケジュール

第2章.雄武町下水道ビジョン

2.1 下水道事業の現状と課題

2.1.1 下水道事業の役割

下水道は、生活環境の向上と公共用水域の保全に不可欠な役割を担っています。

① 公衆衛生の向上（生活環境の改善）

家庭や事業所から排出される汚水を下水道で集め、下水処理場で処理することで、清潔で快適な生活環境を確保します。

② 公共用水域の水質保全

汚水を下水処理場で処理し、きれいな水にしてから河川や湖沼、海に放流することで、公共用水域の水質汚濁を防ぎ豊かな自然環境を守ります。

2.1.2 下水道事業の概要

本町の下水道事業は、本町の下水道は、平成 3 年に事業認可を受けて事業に着手し、平成 8 年には雄武浄化センターを供用開始しております。以下に本町の事業概要を示します。

供用開始年度	平成 8 年 3 月 29 日に供用開始 (供用開始後 30 年)
処理区域内人口	3,122 人 (令和 7 年 3 月末現在)
処理区域面積	173ha (整備済み面積)
処理区域内人口密度	18.0 人/ha
普及率	84% (令和 7 年 3 月末現在)
有収率	80% (令和 7 年 3 月末現在)
法適用・非適用の区分	法適用 (一部)
流域下水道への接続の有無	なし
処理区数	1 処理区 (雄武処理区)
処理場数	1 か所 (雄武浄化センター)
広域化・共同化・最適化等の実施状況	下水道広域化推進総合事業による構成市町村 (雄武町、興部町、西興部村) のし尿・浄化槽汚泥等について、共同処理を実施している。

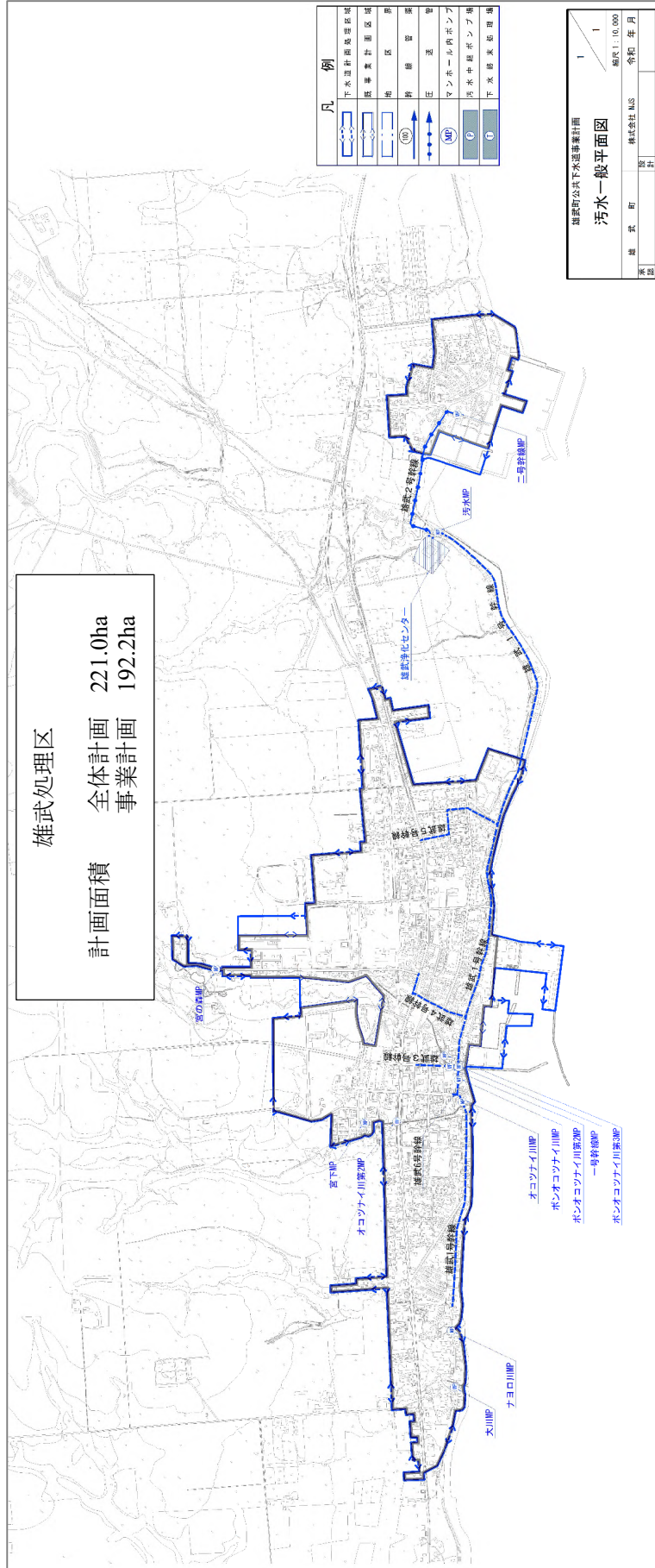


図 2.1 雄武町公共下水道事業計画 一般平面図（汚水）

雄武浄化センター

- 供用開始：平成 8 年 3 月
- 処理方式：ホジゲン・シジョンゲイッチ法
- 処理能力：2,300m³/日

2.1.3 経営指標を用いた下水道事業の現状分析

本章では、各経営指標を用いて、事業ごとに雄武町と法適用企業の類似団体^{*}を比較し、下水道事業の現状及び課題を整理します。次ページ以降より経営指標ごとに本町と類似団体を比較し、本町における下水道事業の現状を評価していきます。なお、本町では令和6年度より法適用化しているため、類型団体については総務省公表の「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」の5か年データ（令和元年度～令和5年度）を用いますが、雄武町については令和6年度決算統計値より算出することとしました。

本町の類型区分はEd1であり、類似団体については参考資料に記載します。

(E: 処理区域内人口5千人未満、d: 有収水量密度2.5千m³/ha未満、I: 供用開始後25年以上)

※以降、図中の「北海道（類似団体）」と「全国（類似団体）」はそれぞれ、

北海道及び全国における類似団体の平均値を適用しています。

また、現状分析をするにあたって、以下4点を軸に評価を行います。

- ・ **事業の概要**

下水道を整備していくにあたっては、目標設定と進捗状況の把握が不可欠です。また、整備状況の総合的な評価を行うことで、実情と整合が取れた下水道ビジョンの策定が可能になります。このため、本町における下水道事業の現状を整理し、課題の抽出を行います。

- ・ **施設の効率性**

下水道施設の建設費や維持管理費等の経費を回収するためには、使用料収入の確保が重要であり、有収水量の増加や早期の水洗化等の施設利用効率の向上が必要となります。本町における下水道施設の状況を整理して、改善点を抽出していきます。

- ・ **経営の効率性**

下水道事業は、住民生活のために社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割があります。事業継続のためには自らの経営状態の把握が必要であることから、現状整理をしたうえで課題を抽出します。

- ・ **財政状態の健全性**

下水道事業経営において、健全性の確保及び経営基盤の強化が急務となっています。事業の経営状態や財政状態を明確にして、本町の財政状態の整理と課題の抽出を行います。

表 2.1 雄武町の近隣市町村一覧

管轄	市町村名	管轄	市町村名
オホーツク 総合振興局	紋別市	上川 総合振興局	士別市
	滝上町		名寄市
	興部町		下川町
	西興部村		美深町
宗谷 総合振興局	中頓別町		音威子府村
枝幸町			

表 2.2 類型団体区分（雄武町）※

項目	単位	雄武町	区分
処理区域内人口	人	3,174	E
有収水量	m3	271,323	/
計画面積	ha	221	
有収水量/面積	m3/ha	1,228	d
供用開始	年月日	H. 8. 3.29	/
供用開始年度	年	1996	
基準年	年	2025	/
供用開始後年数	年	29	
判定			Ed1

※令和5年度時点：法非適用

表 2.3 類似団体一覧（北海道：Ed1）

団体コード	都道府県名	団体名	類型区分	適用区分
012271	北海道	歌志内市	Ed1	法適用
014249	北海道	奈井江町	Ed1	法適用
014320	北海道	新十津川町	Ed1	法適用
014575	北海道	上川町	Ed1	法適用
014818	北海道	増毛町	Ed1	法適用
015148	北海道	枝幸町	Ed1	法適用
015865	北海道	むかわ町	Ed1	法適用
016365	北海道	清水町	Ed1	法適用
016411	北海道	大樹町	Ed1	法適用
016420	北海道	広尾町	Ed1	法適用
016446	北海道	池田町	Ed1	法適用
012092	北海道	夕張市	Ed1	法非適用
013471	北海道	長万部町	Ed1	法非適用
014681	北海道	下川町	Ed1	法非適用
014699	北海道	美深町	Ed1	法非適用
015121	北海道	浜頓別町	Ed1	法非適用
015610	北海道	興部町	Ed1	法非適用
015636	北海道	雄武町	Ed1	法非適用
015644	北海道	大空町	Ed1	法非適用
016357	北海道	新得町	Ed1	法非適用
016462	北海道	本別町	Ed1	法非適用
016497	北海道	浦幌町	Ed1	法非適用
016641	北海道	標茶町	Ed1	法非適用
016659	北海道	弟子屈町	Ed1	法非適用

※令和5年度時点：法非適用

表 2.4 類似団体区分一覧表（公共下水道）

処理区域内人口区分	有収水量密度別区分	供用開始後年数別区分	類型区分	処理区域内人口区分	有収水量密度別区分	供用開始後年数別区分	類型区分	
A: 10万人以上	a: 7.5千m ³ /ha以上	1: 25年以上	Aa1	D: 5千人以上 1万人未満	a: 7.5千m ³ /ha以上	1: 25年以上	Da1	
		2: 15年以上25年未満	Aa2			2: 15年以上25年未満	Da2	
		3: 5年以上15年未満	Aa3			3: 5年以上15年未満	Da3	
		4: 5年未満	Aa4			4: 5年未満	Da4	
	b: 5.0千m ³ /ha以上 7.5千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Ab1		b: 5.0千m ³ /ha以上 7.5千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Db1	
		2: 15年以上25年未満	Ab2			2: 15年以上25年未満	Db2	
		3: 5年以上15年未満	Ab3			3: 5年以上15年未満	Db3	
		4: 5年未満	Ab4			4: 5年未満	Db4	
	c: 2.5千m ³ /ha以上 5.0千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Ae1		c: 2.5千m ³ /ha以上 5.0千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Dc1	
		2: 15年以上25年未満	Ae2			2: 15年以上25年未満	Dc2	
		3: 5年以上15年未満	Ae3			3: 5年以上15年未満	Dc3	
		4: 5年未満	Ae4			4: 5年未満	Dc4	
	d: 2.5千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Ad1		d: 2.5千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Dd1	
		2: 15年以上25年未満	Ad2			2: 15年以上25年未満	Dd2	
		3: 5年以上15年未満	Ad3			3: 5年以上15年未満	Dd3	
		4: 5年未満	Ad4			4: 5年未満	Dd4	
B: 5万人以上 10万人未満	a: 7.5千m ³ /ha以上	1: 25年以上	Ba1	E: 5千人未満	a: 7.5千m ³ /ha以上	1: 25年以上	Ea1	
		2: 15年以上25年未満	Ba2			2: 15年以上25年未満	Ea2	
		3: 5年以上15年未満	Ba3			3: 5年以上15年未満	Ea3	
		4: 5年未満	Ba4			4: 5年未満	Ea4	
	b: 5.0千m ³ /ha以上 7.5千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Bb1		b: 5.0千m ³ /ha以上 7.5千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Eb1	
		2: 15年以上25年未満	Bb2			2: 15年以上25年未満	Eb2	
		3: 5年以上15年未満	Bb3			3: 5年以上15年未満	Eb3	
		4: 5年未満	Bb4			4: 5年未満	Eb4	
	c: 2.5千m ³ /ha以上 5.0千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Bc1		c: 2.5千m ³ /ha以上 5.0千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Ec1	
		2: 15年以上25年未満	Bc2			2: 15年以上25年未満	Ec2	
		3: 5年以上15年未満	Bc3			3: 5年以上15年未満	Ec3	
		4: 5年未満	Bc4			4: 5年未満	Ec4	
	d: 2.5千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Bd1		d: 2.5千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Ed1	
		2: 15年以上25年未満	Bd2			2: 15年以上25年未満	Ed2	
		3: 5年以上15年未満	Bd3			3: 5年以上15年未満	Ed3	
		4: 5年未満	Bd4			4: 5年未満	Ed4	
C: 1万人以上 5万人未満	a: 7.5千m ³ /ha以上	1: 25年以上	Ca1			1: 25年以上		
		2: 15年以上25年未満	Ca2			2: 15年以上25年未満		
		3: 5年以上15年未満	Ca3			3: 5年以上15年未満		
		4: 5年未満	Ca4			4: 5年未満		
	b: 5.0千m ³ /ha以上 7.5千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Cb1				1: 25年以上	
		2: 15年以上25年未満	Cb2				2: 15年以上25年未満	
		3: 5年以上15年未満	Cb3				3: 5年以上15年未満	
		4: 5年未満	Cb4				4: 5年未満	
	c: 2.5千m ³ /ha以上 5.0千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Cc1				1: 25年以上	
		2: 15年以上25年未満	Cc2				2: 15年以上25年未満	
		3: 5年以上15年未満	Cc3				3: 5年以上15年未満	
		4: 5年未満	Cc4				4: 5年未満	
	d: 2.5千m ³ /ha未満	1: 25年以上	Cd1				1: 25年以上	
		2: 15年以上25年未満	Cd2				2: 15年以上25年未満	
		3: 5年以上15年未満	Cd3				3: 5年以上15年未満	
		4: 5年未満	Cd4				4: 5年未満	

※雄武町はハッチング箇所である区分に属する（令和5年度時点）

a) 事業の概要

① 1 か月 20m³ 当たり家庭用料金

1 か月 20m³ 当たり家庭用料金は、北海道及び全国類似平均をやや上回っています。

北海道は面積が広く都市部より人口密度が低いいため、投資効率が低くなる傾向にあります。

ストックマネジメント計画に基づく適正な改築更新事業の実施を図り、経営戦略に基づく適正な使用料の検討を行っていく必要があります。

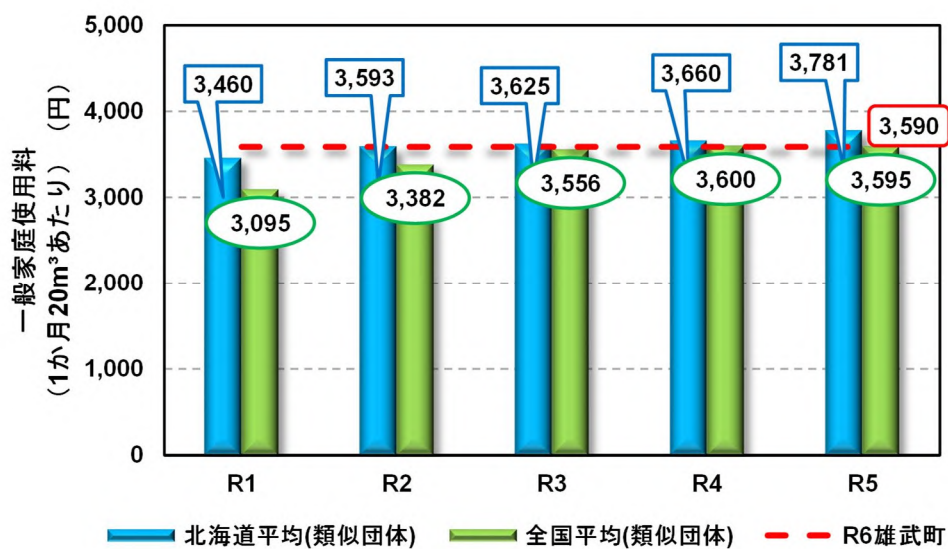


図 2.2 1 か月 20m³ 当たり家庭用料金

b) 施設の効率性

①有収率

下水処理場において処理された汚水量のうち、使用料徴収の対象となった有収水量の割合を有収率といいます。有収率が低い場合は、使用料徴収対象ではない不明水の割合が多く、有収水量を越える量の汚水処理が必要となり、その分維持管理費が増加することになります。

本町では、全国類似平均と比べて低くなっていますが、下水道計画の標準的な地下水率は10～20%（有収率80～90%）であることから適正範囲と言えます。

今後、老朽化が進むと管渠内に侵入する不明水が増加することで、有収率が低下することが予想されることから、改善に向けて検討・対策が必要となります。

$$\text{有収率}(\%) = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

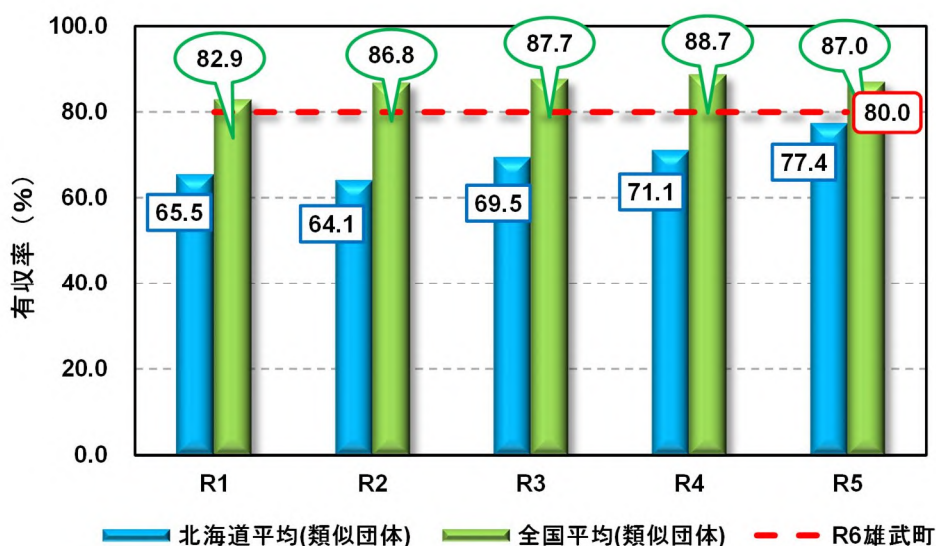


図 2.3 有収率

②水洗化率

雄武町公共下水道事業の処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合を水洗化率と言います。

本町は平成 8 年に供用開始し、以降接続率の向上に努めてきたことから、全国類似平均と同等の普及率となっています。

北海道類似平均と比較するとやや下回っていることから、引き続き接続率の向上に努めていきます。

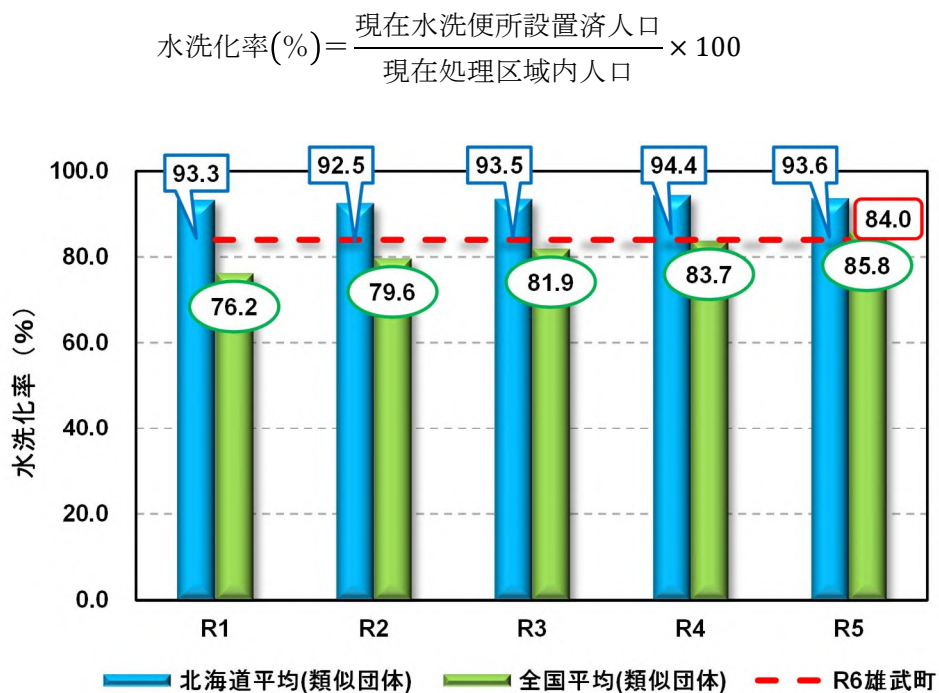


図 2.4 水洗化率

c) 経営の効率性

①使用料単価

使用料単価とは有収水量 1 m³あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示します。

本町は、北海道類似平均及び全国類似平均と比較すると同程度となっておりますが、汚水処理原価は大きく下回っているため、適正な使用料単価を検討していく必要があります。(次頁「汚水処理原価」参照)

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$$

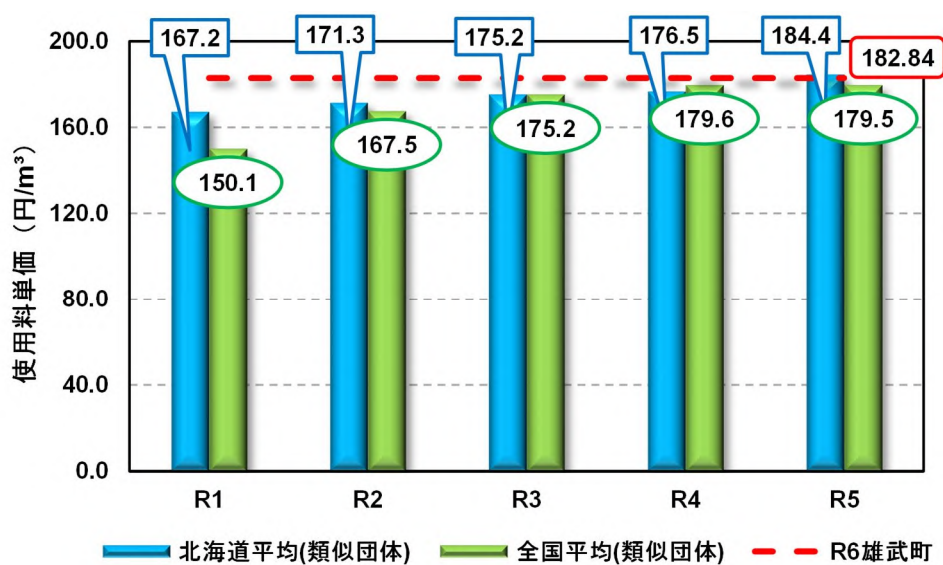


図 2.5 使用料単価

②汚水処理原価

汚水処理原価とは有収水量 1 m³あたりの汚水処理費であり、その水準を示します。

本町は北海道類似平均及び全国類似平均と比較して高い状況であり、使用料収入で汚水処理費を賄えていません。

今後は物価上昇に伴い汚水処理原価が高くなると想定されることから、可能な限り汚水処理費（維持管理費等）の節減に取り組んでいく必要があります。また、投資額削減に向けて、下水道施設（管路施設、処理場施設）の重要度・劣化状況等から優先順位を設定して、ストックマネジメント計画等の関連計画に基づいた効率的な投資を行うことが重要になります。

$$\text{汚水処理原価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$$

※汚水処理費＝汚水に係る（維持管理費＋資本費）

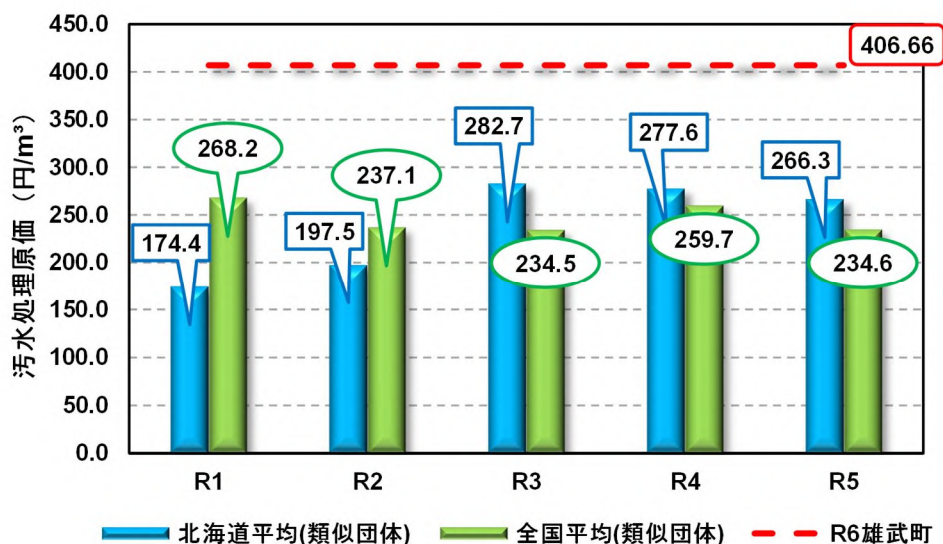


図 2.6 汚水処理原価

③経費回収率

経費回収率は、汚水処理に要した費用を使用料で回収できた割合を示す指標です。

下水道事業は公営企業で運営されており、汚水処理費全てを使用料によって賄うことが原則です。経費回収率が100%未満の場合、汚水処理費用を使用料で賄うことができていない状態となります。

本町は100%を下回っており、汚水処理費用を使用料収入で賄うことができていません。汚水処理費用と使用料収入との差額は、一般会計からの繰入金により補填されており、健全な経営状態とは言えません。適正な下水道使用料収入の確保と併せて、汚水処理費用の削減に向けた取組が重要です。

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

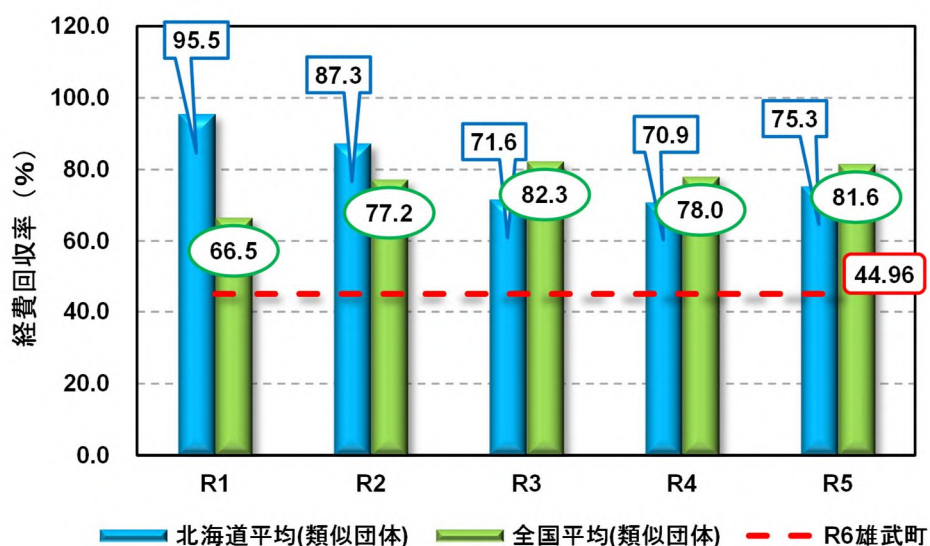


図 2.7 経費回収率

④職員の状況

本町職員の業務量等の状況を整理します。北海道類似団体及び全国類似団体と比較して、職員1人当たりの負荷量が非常に高い状態となっています。今後施設の老朽化に伴い、点検調査・改築更新事業などの職員1人当たり業務量の増加が予想されます。下水道技術を有する職員の確保が必要です。

$$\text{職員1人当たりの処理区域内人口(人/人)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{職員数}}$$

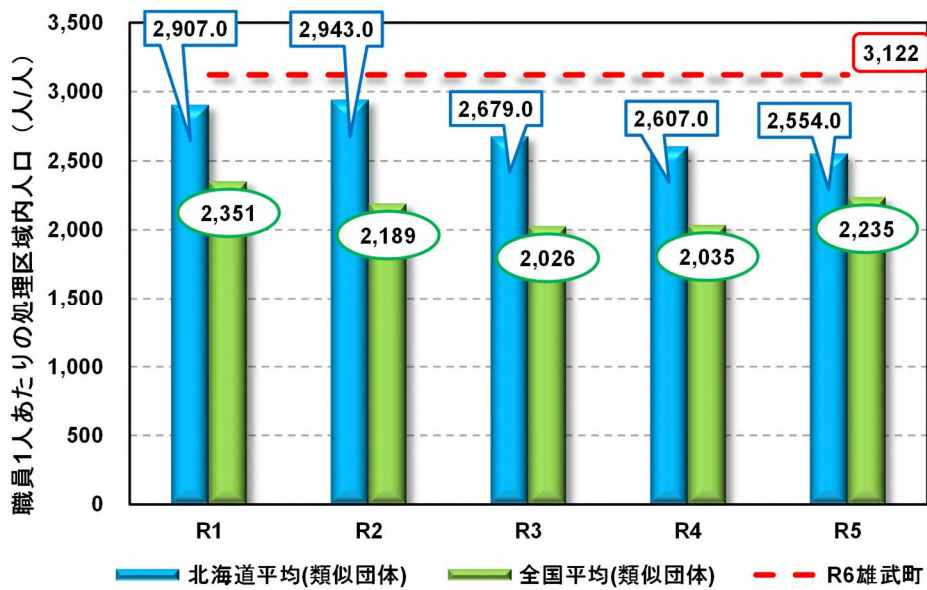


図 2.8 職員1人当たりの処理区域内人口

d) 財政状態の健全性

①総収支比率及び経常収支比率

総収支比率とは総収益と総費用の比率を表した指標で、100%未満であると総収支が赤字であることを示します。また、経常収支比率とは、経常収益を経常費用で除した値としています。

総収支比率を見ると北海道及び全国類似団体は各年 100%を上回っており、本町においても100%を上回っています。

経常収支比率についても同様であり、北海道及び全国類似団体は各年 100%を上回っており、本町においても 100%を上回っています。

現在は健全な経営状態を保っていますが、今後赤字になった場合は内部留保資金（現金預金）がマイナスとなる資金ショート懸念があります。このため、収入確保のための施策検討に加えて、財源や経営状況を踏まえた投資計画の策定などが重要になってきます。

$$\text{総収支比率(\%)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$$

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

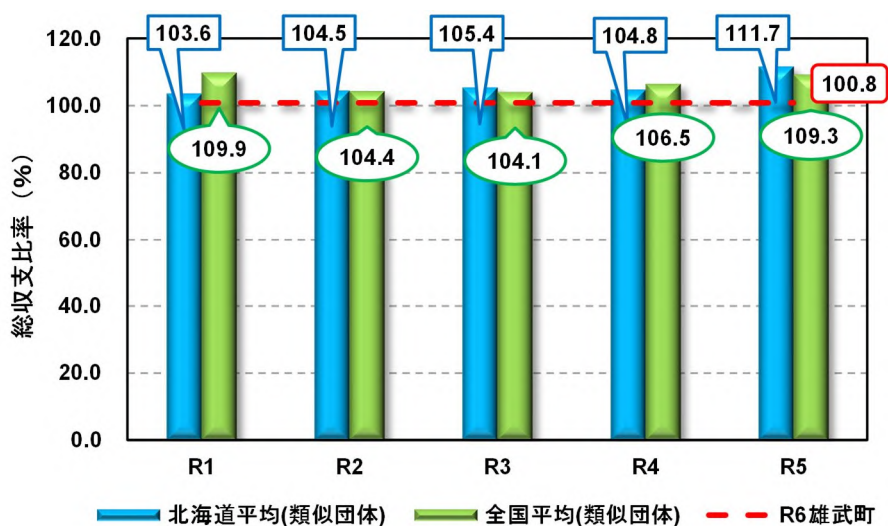


図 2.9 総収支比率

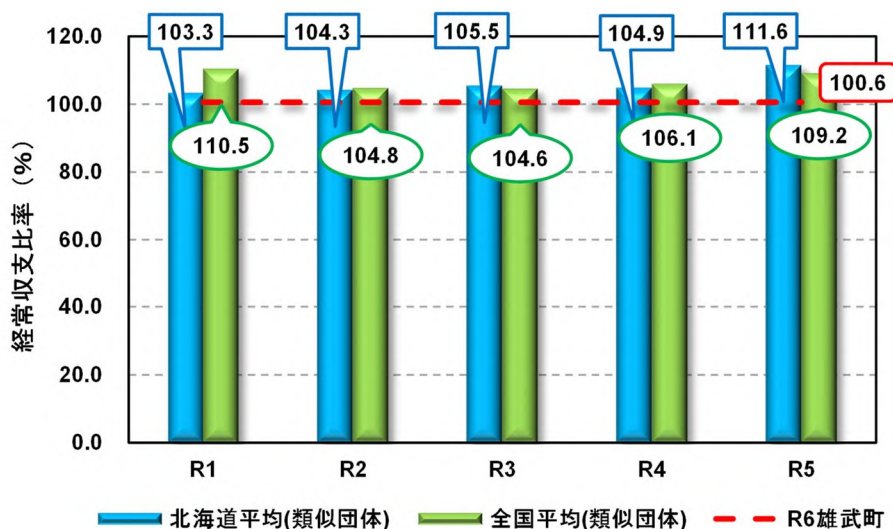


図 2.10 経常収支比率

②処理区域内人口 1 人当たり地方債残高

本町の下水道事業が借り入れた地方債の残高を、処理区域内人口 1 人当たりがどれだけ負担しているかを示す指標です。

北海道及び全国類似平均と比較してやや高い値を示しており、一人あたりの投資効率は類似団体と比較するとやや低い状況といえます。このため、計画的に起債償還を行っていくよう努めます。

$$\text{処理区域内人口 1 人当たり地方債残高(千円/人)} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{現在処理区域内人口}}$$

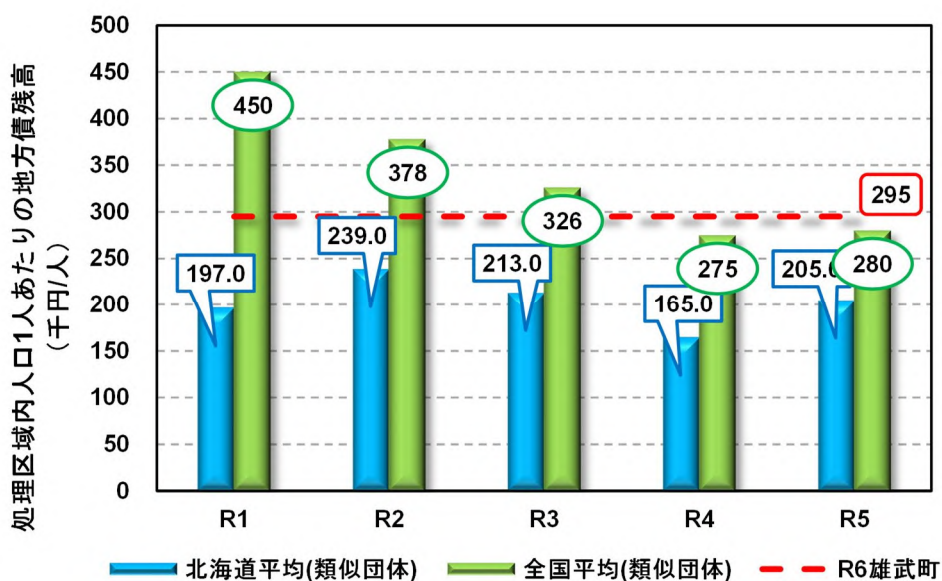


図 2.11 処理区域内人口 1 人当たり地方債残高

e) 事業の課題及び対策

以上の現状を踏まえて、本町の下水道事業における課題と要因、その対応策は以下のとおりです。以下に示す課題については、下水道ビジョンの計画期間（令和 8 年度～令和 17 年度）においてすべて解決するものではありません。計画期間以降についても、本町の下水道事業として課題に対する対策を継続し、持続可能な事業運営に努める方針です。

課題：有収率の確保

要因：管路施設の老朽化

対策：管路施設の点検・調査、修繕・改築

課題：経費回収率の低下

要因：汚水処理費の増加、使用料収入の減少

対策：維持管理費の削減、適正な改築更新事業の実施、使用料改定の実施

課題：下水道担当職員 1 人当たりの負荷量増加

要因：施設老朽化による対策事業の増加、担当職員の不足

対策：効率的な事業運営、下水道担当職員の確保、民間委託による負荷軽減

2.1.4 その他下水道事業の現状

a) 下水道使用料料金体系

本町では表 2.6 のとおり、下水道使用料として料金を算定しています。

1. 表 2.6 は、消費税別での表示であるため、消費税法に基づく総額表示（消費税相当額を含む金額）において、端数処理の関係により表 2.6 で求めた金額と実際の請求金額が異なる場合があります。
2. 10 円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てた金額となります。

表 2.6 雄武町における下水道使用料料金体系

(使用料の算定方法)					
第24条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ別表1に定めるところにより算定し、基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切捨てるものとする。					
別表1(第24条関係)					
下水道使用料					
用途	区分	基本(1月につき)		超過	
		水量	料金	水量	料金
一般用の汚水	10m ³ まで		1,670円	1m ³ につき	160円
浴場用の汚水	100m ³ まで		4,160円	1m ³ につき	40円

出典：雄武町公共下水道条例より（一部抜粋）

b) 民間活力の活用状況

下水処理施設の維持管理業務や管渠清掃業務等を民間業者に委託しています。

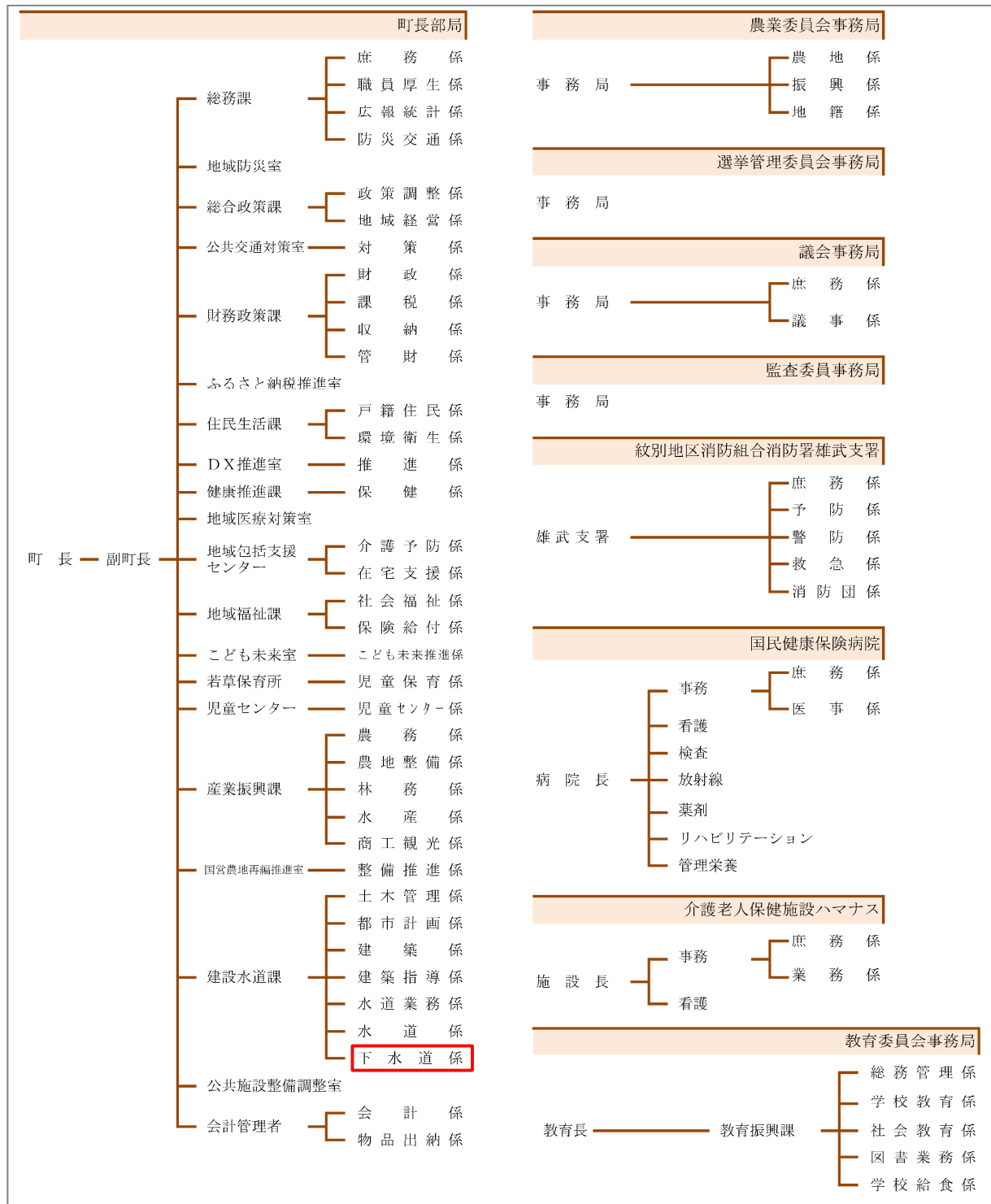
c) 広域化・共同化・最適化の状況

雄武町では、汚水処理共同整備事業（MICS 事業；現在の下水道広域化推進総合事業）により、雄武町・興部町・西興部村のし尿・浄化槽汚泥を雄武浄化センターにて共同処理しています。

d) 組織の状況

本町では、建設水道課に下水道係が設置されており、令和7年4月1日現在1人で、業務は下水道事業すべてを担っている状況です。

また、令和7年度現在の建設水道課を含む雄武町機構図は図 2.12 のとおりです。



出典：令和7年度雄武町機構図より

図 2.12 雄武町行政組織機構図 (赤：下水道係)

2.2 基本方針と基本目標

2.2.1 基本理念の設定

a) 下水道ビジョンの体系

下水道ビジョンにおける基本理念・基本方針・基本目標・主要施策の体系図を、図 2.13 に示します。

各施策の目標設定にあたって、これらの目標を達成するための基本方針および具体的な施策を設定します。

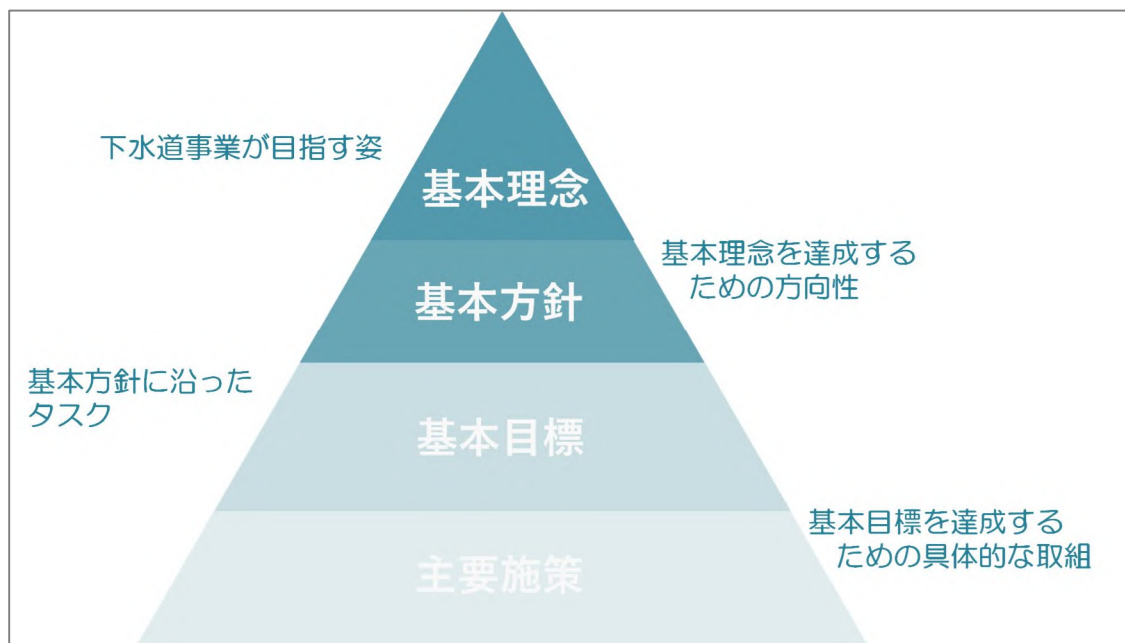


図 2.13 下水道ビジョンの体系図

b) 基本理念の設定

1) 第6期雄武町総合計画

「第6期雄武町総合計画」(平成29年度策定、令和4年度改定)より、本町の目指す町の姿(将来像)として「そのため、本計画では、次の時代に向かう町の将来像を「～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武」と定められています。当計画において、将来像について、次のように示されています。

将来像(目指す町の姿)

～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武

計画の名称～郷土愛で築く～「おうむ」次世代躍進プラン

「～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武」とは、地域産業、保健福祉、教育文化、生活環境など、次の世代へ確かにつないでいくため、町民各層が「活躍」し、郷土愛と協働の精神に基づいてまちづくりを「推進」していくことをイメージしています。これからの雄武を生きる町民が、町の将来に夢を抱き、新しい種をまき、大きく育てられるまちづくりを目指していきます。

以上の将来造の実現に向け、分野ごとの政策目標を「5つの感」で表し、各分野の施策・事業を推進することとしています。

政策目標1「躍動感あふれる産業のまち・雄武」～地域産業の振興と雇用の創出～。

政策目標2「安心感の持てる福祉のまち・雄武」～保健・医療・福祉の充実～。

政策目標3「達成感から学ぶ教育のまち・雄武」～教育文化の振興と拠点づくり～

政策目標4「快適感を満たす環境のまち・雄武」～生活環境・生活基盤の充実～

政策目標5「連帯感を高める協働のまち・雄武」～協働によるまちづくりの推進～

上記目標のうち、下水道事業は「政策目標4」に位置づけられています。

このため、下水道ビジョンにおいては上位計画である総合計画の内容に基づき、目指す姿を以下のとおりとします。

雄武の目指す姿

**良質な水が安定して供給されるとともに、生活排水が適切に浄化され、
清らかな水辺環境と快適な居住環境が確保されています。**

目指す姿の実現に向け、下水道事業としては「下水道の安定処理」により、公共下水道事業の将来にわたる安定的な経営を図ります。

2) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて、平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継となる「持続可能な開発目標」(SDGs) が採択されました。


これには、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標が掲げられています。

SDGs は 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGs は普遍的な目標であり、我が国としても積極的に取り組んでおり、地方自治の分野でも SDGs に基づく視点を積極的に採り入れたまちづくりが求められています。

このため本計画においても、関連する SDGs を明確にし、目標の達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



 : 本計画に関連する SDGs

c) 基本施策

以上を踏まえて、目指す姿である「良質な水が安定して供給されるとともに、生活排水が適切に浄化され、清らかな水辺環境と快適な居住環境が確保されています」を実現するために、基本施策及び関連する SDGs を設定して事業に取り組めます。

基本施策：上・下水道の整備「下水道の安定処理」

- 公共用水域の水質保全並びに快適な居住環境を確保するため、処理施設設備の更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。
- 地方公営企業法適用により、経営状況を的確に把握し、経費削減に努めつつ経営の健全化に取り組み、公共下水道事業の将来にわたる安定的な経営を図ります。
- 雄武町・興部町・西興部村の 3 町村による、し尿、浄化槽汚泥の共同処理を実施します。

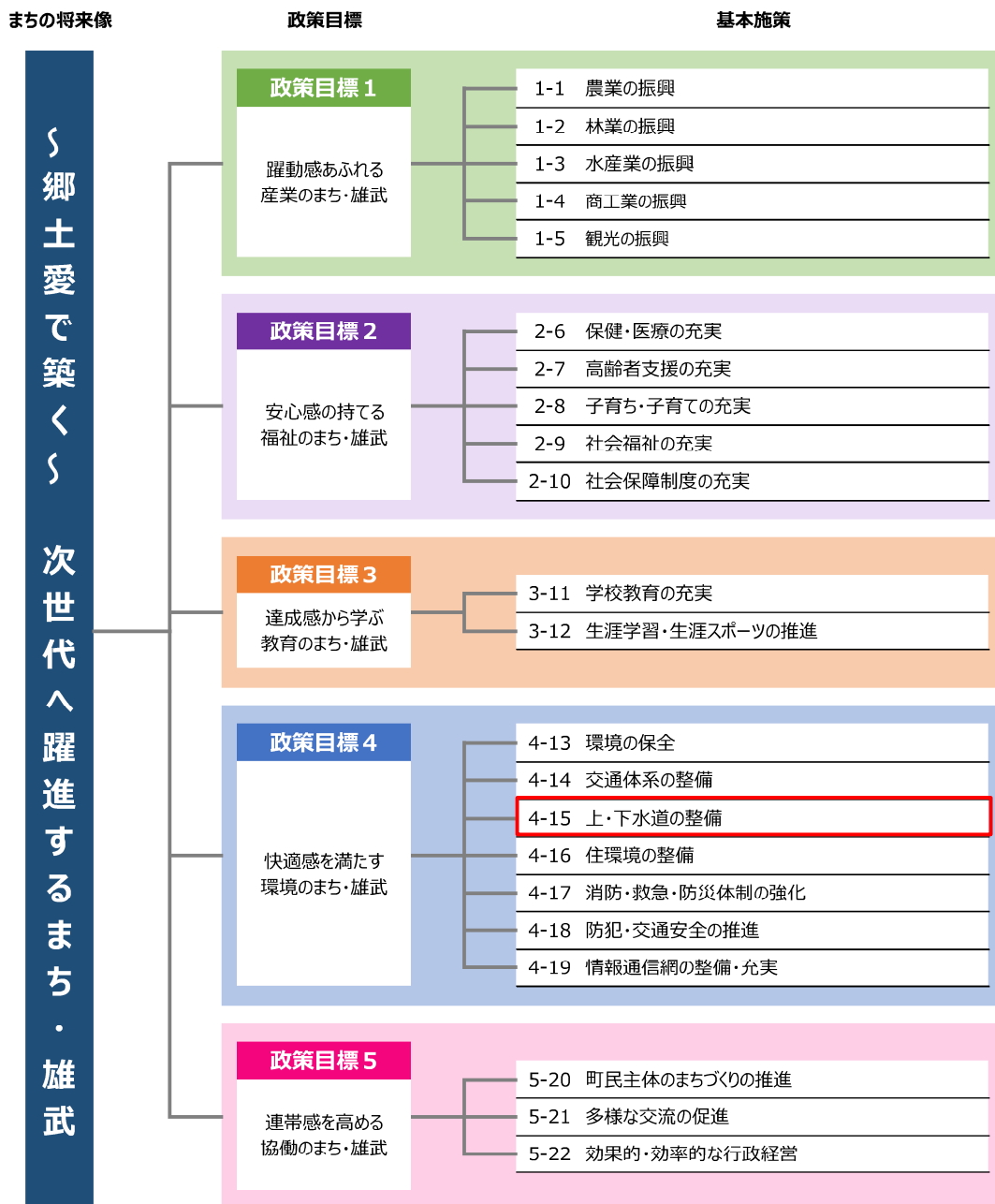


図 2.14 政策・施策の体系（第 6 期雄武町総合計画より）

d) 下水道資源利活用

下水処理場から搬出される下水汚泥は、農村部・都市部を問わず豊富に存在するバイオマス資源の一つとして活用が期待されます。

本町では現在、下水汚泥は「雄武公共下水道コンポスト施設」、し尿・浄化槽汚泥は「雄武浄化センターし尿受入施設」において前処理を実施後、下水汚泥と共に同コンポスト施設にて堆肥化され、緑農地利用されています。



図 2.15 下水汚泥利活用のイメージ

e) 地球温暖化対策

本町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項」に基づき、地球温暖化対策計画に即して、雄武町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー、省資源などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的に「雄武町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」を策定しています。2024(令和 6)年 12 月には、本町は 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを表明しました。

ゼロカーボン社会の実現を見据え、全庁で本町の事務事業における温室効果ガス排出量削減を目指し、本計画を着実に進めてまいります。

表 2.7 のとおり下水道施設も対象であり、下水道事業については終末処理場等の処理施設が対象となっています。本町の温室効果ガス総排出量の算定対象は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の 3 種類としており、運転管理におけるエネルギー消費量の削減、設備更新時の省エネ基準に適合した設備の選定、再生可能エネルギーの導入検討等により削減を進める方針としています。

表 2.7 雄武町地球温暖化対策実行計画の対象とする施設一部抜粋 (赤：下水道施設)

No.	施設類型	施設名
54	簡易水道施設	青葉第一浄水場
55	簡易水道施設	青葉第二浄水場
56	簡易水道施設	沢木浄水場
57	簡易水道施設	幌内浄水場
58	簡易水道施設	末広配水池
59	営農用水施設	上沢木浄水場
60	営農用水施設	栄丘浄水場
61	営農用水施設	共栄・中雄武浄水場
62	営農用水施設	幌内北浄水場
63	営農用水施設	音稲府浄水場
64	営農用水施設	雄武ダム
65	営農用水施設	中雄武中流警報局
66	営農用水施設	奥五十寒橋上流警報局
67	営農用水施設	奥五十寒橋下流警報局
68	営農用水施設	イソサム橋警報局
69	営農用水施設	北雄武 水位観測局
70	営農用水施設	南雄武 水位観測局
71	営農用水施設	中雄武 水位観測局
72	営農用水施設	上雄武 水位観測局
73	下水道施設	雄武浄化センター

出典：雄武町地球温暖化対策実行計画 令和 7 年度～令和 12 年度 (雄武町)

2.2.2 基本目標・基本方針の設定

前項までを踏まえ、下水道ビジョンにおける基本理念を「良質な水が安定して供給されるとともに、生活排水が適切に浄化され、清らかな水辺環境と快適な居住環境が確保されています」とし、実現に向けた基本目標を以下のとおり設定します。

また、基本目標の達成に向けた施策の基本方針を定め、取り組みを進めていきます。

【基本目標 1】

安全・安心な施設維持

- ・ 施策の基本方針 1 災害対応力の強化
- ・ 施策の基本方針 2 健全な下水道機能の確保

【基本目標 2】

快適な住民生活

- ・ 施策の基本方針 1 施設整備と維持管理
- ・ 施策の基本方針 2 下水道普及促進

【基本目標 3】

自然環境の保全

- ・ 施策の基本方針 1 下水排水基準の遵守
- ・ 施策の基本方針 2 下水道資源の利活用

【基本目標 4】

持続可能な事業運営

- ・ 施策の基本方針 1 公営企業化による経営健全化
- ・ 施策の基本方針 2 民間活力の活用

2.2.3 主要施策

基本理念、基本目標および基本方針の実現に向けた主要施策の方策を以下に示します。

基本理念	基本目標	基本方針	主要施策	事業内容
『良質な水が安定して供給されるとともに、生活排水が適切に浄化され、清らかな水辺環境と快適な居住環境が確保されています』	安全・安心な施設維持	1 災害対応力の強化	処理場耐震診断	重要度に基づく、処理場施設の耐震診断・耐震化
		2 健全な下水道機能の確保	ストックマネジメント計画（修繕・改築）	重要度・劣化状況に応じた、適正な修繕・改築事業の実施
	快適な住民生活	1 施設整備と維持管理	ストックマネジメント計画（点検・調査）	重要度に基づく、適正な点検・調査の実施、状態把握
		2 下水道普及促進	広報活動の継続	下水道接続率の向上に向けた広報活動
	自然環境の保全	1 下水排水基準の遵守	運転管理業務	適正な運転管理の継続
		2 下水道資源の利活用	バイオマス利活用の促進	現状の汚泥たい肥化による緑農地利用の継続
	持続可能な事業運営	1 公営企業化による経営健全化	投資・財政計画の定期的な検証と見直し	定期的な投資・財政計画と決算値の検証及び、これ踏まえた予算編成・予算執行
		2 民間活力の活用	包括的民間委託	下水処理施設・管渠維持管理に関する業務委託の活用

■安全・安心な施設維持

a) 基本方針：災害対応力の強化（安全・安心な施設維持）

本町では、ソフト対策として「雄武町下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）」を策定し、緊急時における対策方針を定めております。一方、ハード対策は今後進めていく予定としています。

管路施設は約 5 割が耐震性能を確保していない状態であり、処理場施設においては、耐震性能を把握するための耐震診断が未実施となっています。

このため、ハード対策を進めていくための耐震診断を行い、既存施設の耐震性能を確認します。耐震診断後は、施設供用期間中に発生する確率が高い地震動（レベル 1 地震動）への耐震性能の確保を目指します。

また、供用期間内に発生する確率は低いものの、大きな強度を有する地震動（レベル 2 地震動）に対しては、ハード対策を施すことは物理的・経済的に困難と想定されます。レベル 2 地震動へのハード対策が困難な場合、被災時の避難計画や事前対策を下水道 BCP へ明記し、被害を最小限に抑えるよう、検討を進めていく方針です。

b) 基本方針：健全な下水道機能の確保（安全・安心な施設維持）

下水処理場・下水道管路施設については、「雄武町下水道ストックマネジメント計画」（以下、「ストマネ計画」とする。）に基づき、保有施設・設備の健全度（老朽化の程度）を評価しています。この評価をもとに優先度の高い施設から改築更新しています。今後も引き続き、健全な下水道機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づく事業実施に努めます。

■快適な住民生活

c) 基本方針：施設整備と維持管理（快適な住民生活）

下水処理に関する施設（下水処理場・下水道管路施設）について、ストックマネジメント計画に基づき点検・調査を進めることで、異常箇所を把握し対策を検討します。

また、適切な維持管理を実施し、安定的で快適な下水道サービスを住民の皆様へ提供します。

d) 基本方針：下水道普及促進（快適な住民生活）

本町では、水洗化率が令和 6 年度末時点で 84.0%となっており、下水道の普及が概ね完了しています。持続的に下水道を維持し快適な住民生活を確保していくため、下水道の役割を知っていただき、下水道への理解を図ることが重要となります。

■自然環境の保全

e) 基本方針：下水道排水基準の遵守（自然環境の保全）

下水処理場からの放流水については、放流水質基準を満足しています。適切な放流水質の維持により、放流先河川である元稲府川の水環境が保全されていると言えます。

今後も継続して放流水質の維持に努め、自然環境の保全に努めます。

f) 基本方針：下水道資源の利活用（自然環境の保全）

下水処理過程で発生する下水汚泥について、「雄武公共下水道コンポスト施設」により堆肥化され、緑農地利用による有効利用を継続しています。

今後も継続して下水汚泥の有効利用に努め、自然環境の保全に努めます。

■持続可能な事業運営

g) 基本方針：公営企業化による経営健全化（持続可能な事業運営）

今後、人口減少に伴い下水道使用料収入は減少する見込みです。また、管路施設の老朽化により不明水量が増加しており、有収率も低下しています。下水処理場の施設についても、老朽化が進むことから、修繕・改築事業費が増加する見込みです。

下水道事業を持続していくために、維持管理費等のコストを縮減し、財源を確保していく必要があることから、下水道事業が保有する資産規模を正確に把握する必要があります。

このため、令和6年4月1日から地方公営企業法の一部を適用し、これまでの官公庁会計から公営企業会計へ移行しました。将来の経営見通しを立てることで、より一層の経営効率化・健全化を図り、持続可能な事業運営を目指します。

h) 基本方針：民間活力の活用（持続可能な事業運営）

現在、下水処理場の維持管理については、下水道施設と簡易水道施設を一体管理として「包括的民間委託」を実施していますが、「包括的民間委託」にとどまらず民間企業との連携が求められています。国土交通省は、ウォーターPPPによる官民連携の推進を進めています。ウォーターPPPを導入することによって、職員不足によるサービス低下の防止や民間の資金やノウハウの活用によるコスト削減が見込まれています。

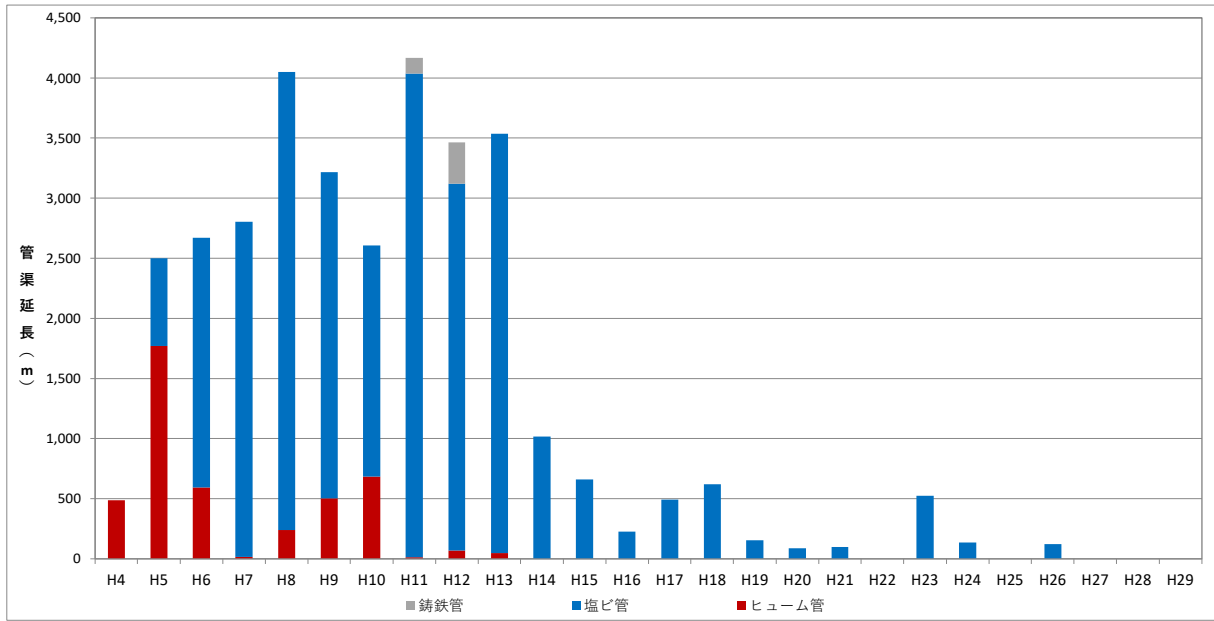
ウォーターPPPを含め、様々な民間連携の可能性について、引き続き他自治体の動向を注視し、下水道事業の持続可能な事業運営を検討します。

2.3 投資・財政計画

2.3.1 下水道ストックマネジメント計画

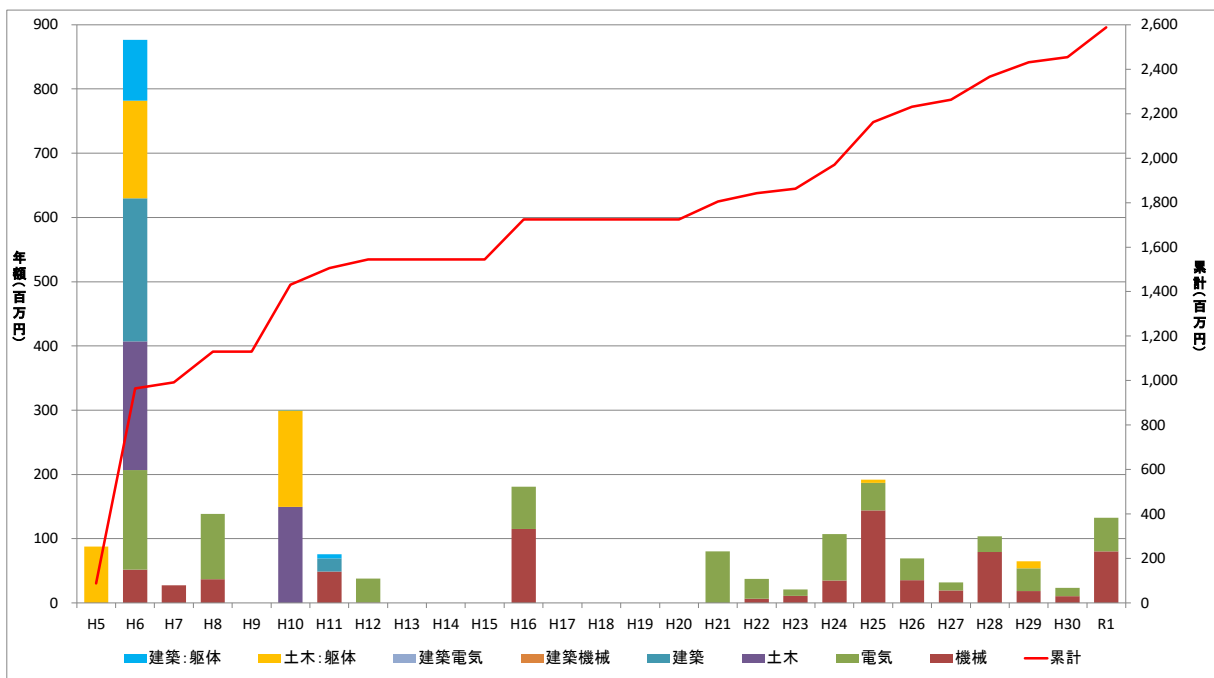
1) 下水道施設の老朽化状況

本町が保有する下水道施設について、管路施設及び処理場施設に関する建築年度別の資産状況を図 2.16、図 2.17 に示します。



出典：雄武町下水道ストックマネジメント計画

図 2.16 建築年度別の管渠延長



出典：雄武町下水道ストックマネジメント計画

図 2.17 年度別・工種別の処理場施設投資額の状況

2) 改築・更新需要の長期見通し（ストマネ計画最適シナリオ）

ストマネ計画における改築の最適シナリオについて、図 2.18、図 2.19 に示します。

ストマネ計画では、老朽化に伴う異常の程度を示す指標である「緊急度（管路施設）」及び「健全度（処理場施設）」に基づき、改築シナリオが検証されています。

管路施設について、異常の程度を把握する点検・調査の結果、緊急度Ⅰ及びⅡに該当する管路施設が見つかった際に、改築を行う方針としています。「1)下水道施設の老朽化状況」で示す通り、本町の管路施設の大半が平成5年度～平成13年度の期間で建設されています。管路施設は一般的に建設後30年を経過すると異常発生リスクが高まるとされています。

今後、年数が経過するにつれ、改築が必要となる管路施設が増加していくことから、次期計画見直しの際には、管路施設の改築が増加すると考えられます。

処理場施設についても同様に、点検・調査の結果から健全度2以下に該当する施設が見つかった際に、改築を行う方針としています。また、処理場施設は設備の種類が様々であり、外観・運転管理の中で異常を把握することが難しい設備も多くあります。

このため、各設備に設けられている耐用年数（正常な稼働に耐えうる年数）に基づき、これを越えた際に更新する設備もあります。これら処理場施設の設備を、本町の予算制約となる70百万円/年を上限に改築を行う方針としています。

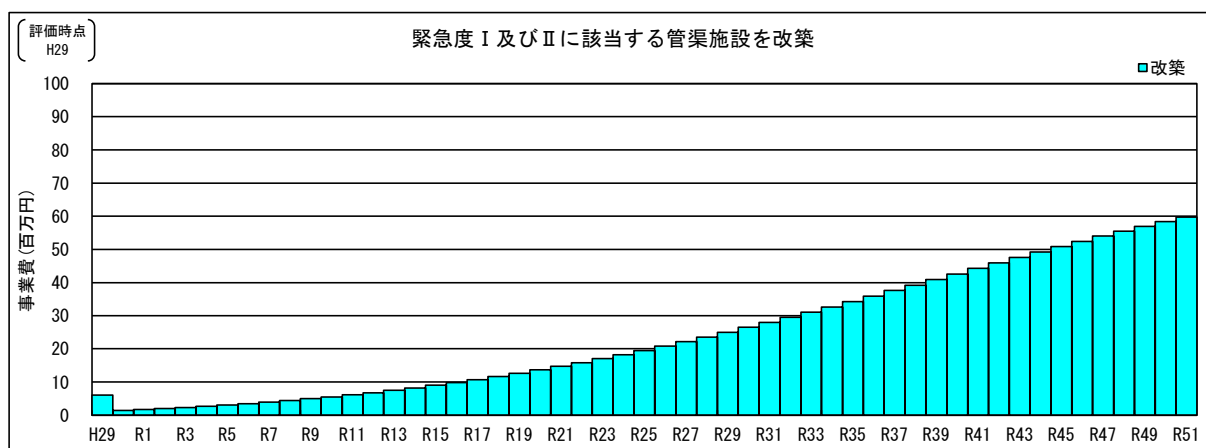


図 2.18 改築需要の見通し（管路施設）

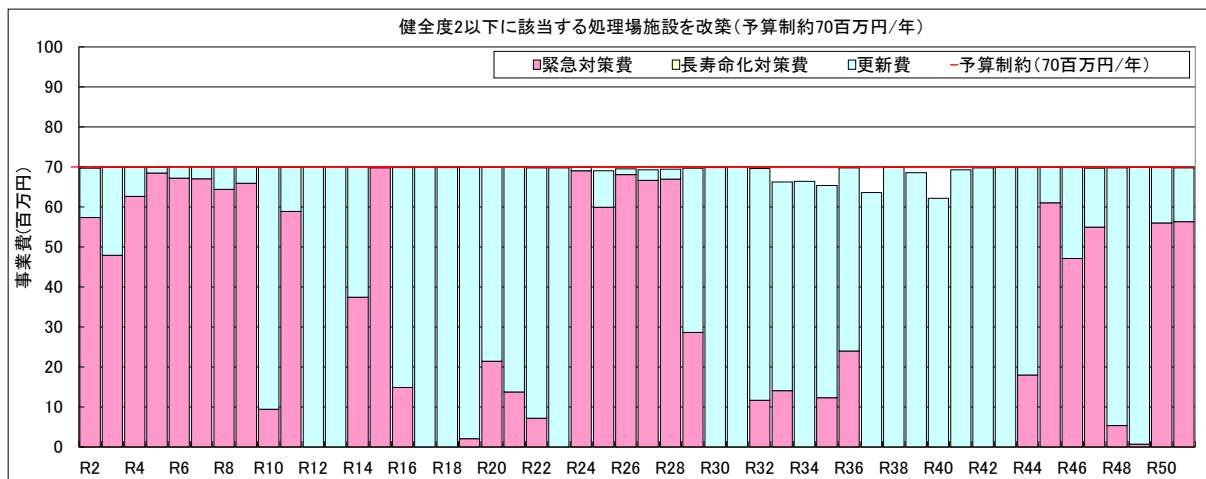


図 2.19 改築需要の見通し（処理場施設）

2.3.2 投資計画

投資計画では、大別して、①管きよ工事、②土工工事、③機電工事、④その他（計画等）を見込んでいます。なお、事業区分として以下のとおり設定しています。

- ・「補助」…国庫補助金交付金対象事業
- ・「単独」…交付対象外の起債対象事業
- ・「純単」…起債対象外事業（単独費のみ）

令和10年度までの投資計画については、第2期ストックマネジメント修繕改築計画（以下、「ストマネ計画」とする。）に基づき事業費を計上しています。

管きよ工事

汚水管渠調査（管口カメラ調査、TVカメラ調査）を定期的に見込んでいます。また、本町ではW-PPP導入に向けた検討を進める予定ですが、現時点では詳細なスケジュールは未定となっているため、令和9年度以降に予定する汚水管改築及び調査については「単独」事業として見込んでいます。

土工工事、建築工事

雄武浄化センターにおける管理棟の建築工事（屋根仕上・防水、建具、照明器具等）を見込んでいます。

機械工事、電気工事

雄武浄化センターの電気設備工事（監視制御設備）を見込んでいます。

その他（計画等）

下水道全体計画及び事業計画や経営戦略の策定・改定を定期的に見込んでいます。また、雄武浄化センターの耐震診断業務（非線形解析）及びこれに伴う実施設計・補強工事も見込んでいます。

表 2.8 投資計画 (計画期間 10 年分)

(単位：千円)

施設区分	項目	種別	排除区分	区分※	事業区分	事業内容	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	計画期間合計			
							R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度				
管きよ	汚水工事業	工事費	汚水	4条	補助	汚水管改築(交付対象想定)													0		
		委託料	汚水	4条	単独	汚水管実施設計														0	
		工事費	汚水	4条	単独	汚水管改築(交付対象外想定)														0	
		工事費	汚水	4条	補助	汚水管撤去														0	
	ストマネ計画・調査	委託料	汚水	3条	補助	ストマネ計画策定														0	
		委託料	汚水	3条	補助	管口カメラ、TVカメラ調査(交付対象想定)														0	
		委託料	汚水	3条	単独	管口カメラ、TVカメラ調査(交付対象外想定)										10,000				10,000	
		委託料	汚水	3条	補助	耐震診断				60,000											60,000
		委託料	汚水	4条	補助	耐震補強設計					20,000										20,000
		工事費	汚水	4条	補助	耐震補強工事						50,000									100,000
処理場(土建)	委託料	汚水	3条	補助	ストマネ計画策定				10,000											10,000	
	委託料	汚水	4条	補助	工事管理、物価調査				3,000											3,000	
	委託料	汚水	4条	補助	土建築設計															3,000	
	工事費	汚水	4条	補助	土建工事															3,000	
	工事費	汚水	4条	補助	土建工事			17,156	53,000	40,000										110,156	
	委託料	汚水	4条	補助	機電実施設計															10,000	
処理場(機電)	工事費	汚水	4条	補助	機電工事															10,000	
	工事費	汚水	4条	補助	機電工事			35,000												35,000	
下水道事業計画等	工事費	汚水	4条	単独	公共樹設置工事、道路舗装工事			2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500		25,000	
	委託料	汚水	3条	補助	公共下水道事業計画・全体計画変更など			2,012	2,500	11,000										15,512	
	委託料	汚水	3条	補助	都市計画決定			5,280												5,280	
	委託料	汚水	3条	補助	W-PPP関連(FS、契約支援)																
	委託料	汚水	3条	補助	W-PPP関連(FS、契約支援)																
	委託料	汚水	3条	単独	ビジョン・経営戦略策定・改定																6,000
計				3条			6,480													6,480	
				4条			11,770	0	11,000	70,000	0	6,000	0	5,000	10,000	10,000	16,000			128,000	
				合計			19,168	93,500	42,500	5,500	32,500	55,500	55,500	75,500	75,500	12,500	75,500			524,000	
				合計			30,938	93,500	53,500	75,500	32,500	61,500	55,500	80,500	85,500	22,500	91,500			652,000	
				合計			31,538	94,100	54,100	76,100	33,100	62,100	56,100	81,100	86,100	23,100	92,100			658,000	
総事業費	企業債						36,400	45,200	20,000	1,500	15,000	26,500	26,500	33,000	33,000	5,000	33,000			238,700	
	補助金						20,640	47,250	25,500	36,500	15,000	26,500	26,500	42,500	45,000	5,000	40,000			309,750	
内留保資金							0	1,650	8,600	38,100	3,100	9,100	3,100	8,100	13,100	19,100				109,550	

※3条-収益的収支に関わる事業区分、4条-資本的収支に関わる事業区分、補助(国庫補助金交付対象事業)、単独(交付対象外の起債対象事業)、純単(起債対象外事業)

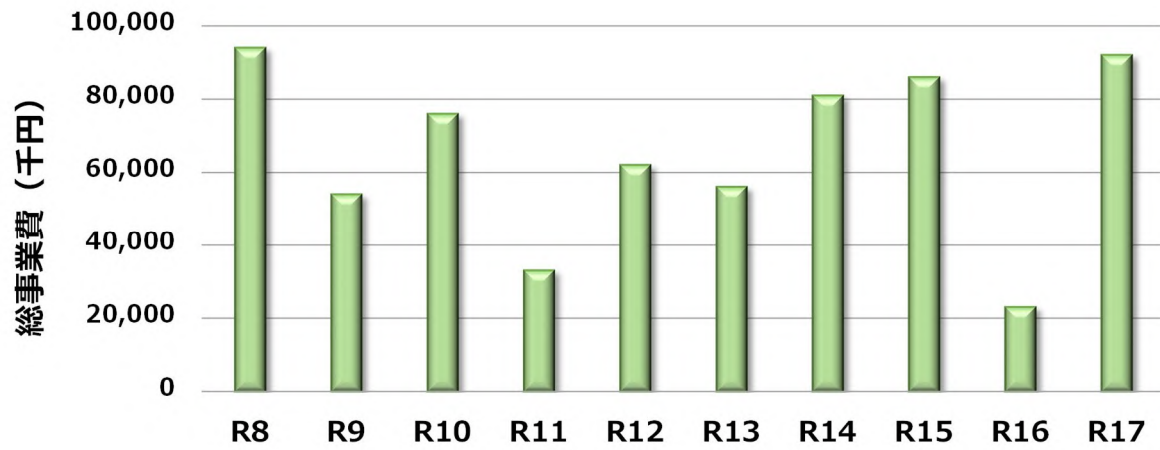


図 2.20 投資計画概算事業費 10 年予測

2.3.3 投資・財政計画

以上を踏まえ、収益的収支及び資本的収支に関する投資・財政計画を、表 2.9～表 2.10 に示します。

表 2.9 収益的収支 (単位: 千円、%)

区分	(単位: 千円、%)											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
1. 営業収益	67,020	69,986	71,433	71,529	91,078	90,870	90,608	90,372	90,120	109,003	108,579	108,293
(1) 下水道使用料収入	50,180	48,740	49,763	50,069	69,188	68,760	68,278	67,822	67,340	85,993	85,339	84,823
(2) 委託事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) その他	16,840	21,246	21,670	21,460	21,890	22,110	22,330	22,550	22,780	23,010	23,240	23,470
2. 営業外処理負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250,288	264,087	265,800	265,214	308,038	339,116	328,808	322,619	312,553	302,884	305,965	309,199	314,571
106,524	107,524	107,524	107,524	114,312	124,878	124,878	124,878	124,878	124,878	124,878	124,878	124,878
92,621	103,053	95,848	102,024	114,312	114,312	114,312	114,006	106,946	106,946	106,946	106,946	106,754
0	3,000	5,000	5,000	35,000	0	0	0	0	2,900	5,000	5,000	0
157,660	158,014	157,359	157,359	158,719	151,789	151,789	127,988	115,180	102,311	100,474	100,080	99,517
317,308	334,073	324,743	324,743	337,233	399,116	328,808	322,619	312,553	302,884	305,965	309,199	314,571
297,741	319,435	313,858	322,237	388,681	388,681	318,683	322,046	302,160	292,022	295,368	298,324	304,017
7,912	8,228	8,310	8,310	8,480	8,480	8,570	8,660	8,750	8,840	8,930	9,020	9,110
3,713	3,766	3,820	3,860	3,900	3,940	3,980	3,980	4,020	4,060	4,100	4,140	4,180
4,199	4,442	4,490	4,530	4,580	4,630	4,680	4,730	4,780	4,830	4,880	4,930	4,980
96,491	117,553	112,119	122,448	184,276	114,520	114,520	120,771	117,666	122,336	128,188	131,181	137,446
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,316	2,727	2,750	2,760	2,810	2,840	2,840	2,870	2,900	2,930	2,960	2,990	3,020
77,378	95,995	90,349	104,458	162,066	92,090	98,111	94,796	99,816	104,838	107,601	113,626	119,651
16,797	18,831	19,020	19,400	19,400	19,990	19,990	19,990	20,190	20,390	20,590	20,790	21,000
193,338	193,654	193,429	193,398	195,245	195,695	192,615	192,615	175,724	160,246	158,250	158,123	157,461
17,687	14,628	10,895	10,996	10,435	9,825	10,573	10,393	10,362	10,362	10,597	10,875	10,554
10,481	8,855	7,485	7,436	6,885	5,925	5,633	5,633	5,792	6,027	6,275	6,524	6,773
315,428	334,063	324,743	337,233	399,116	328,808	328,808	332,619	312,553	302,884	305,965	309,199	314,571
1,880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,178	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
583	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
595	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,475	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31,490	35,668	35,884	35,884	36,320	36,310	36,299	36,299	36,278	36,278	36,702	47,293	71,632
30,603	34,834	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	45,606	69,957
21,562	4,231	166	166	166	0	0	0	0	0	0	10,606	24,351
1,142	1,109	1,139	1,133	1,133	1,575	1,565	1,564	1,543	1,533	1,957	1,942	1,930
137,289	121,466	122,472	115,697	106,754	91,502	85,559	79,278	78,391	78,391	61,819	54,277	42,723
122,939	106,796	107,782	101,007	92,064	76,812	70,869	64,588	63,701	63,701	47,129	39,567	28,033
14,055	14,055	14,055	14,055	14,055	14,055	14,055	14,055	14,055	14,055	14,055	14,055	14,055
22.9%	29.4%	31.0%	34.0%	34.0%	34.0%	42.4%	45.8%	46.3%	46.3%	59.4%	87.1%	167.7%
100.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
31.8%	27.7%	30.5%	28.4%	29.2%	39.7%	34.2%	34.2%	35.2%	34.4%	42.8%	41.7%	40.3%
0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67,020	69,986	71,433	71,529	91,078	90,870	90,608	90,372	90,120	109,003	108,579	108,293	108,293
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67,020	69,986	71,433	71,529	91,078	90,870	90,608	90,372	90,120	109,003	108,579	108,293	108,293
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 他会計補助金=他会計繰入金(基準内繰入金+基準外繰入金)

表 2.10 資本的収支 (単位：千円、%)

区分	(単位：千円)											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収入	9,400	36,400	45,200	20,000	1,500	15,000	26,500	26,500	33,000	33,000	5,000	33,000
1. うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 他会計出資	0	84,777	59,968	67,487	64,945	46,118	8,224	6,360	675	377	0	0
3. 他会計補助金	104,861	2,370	1,760	512	346	0	0	0	0	0	0	0
4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 国(都道府県)補助金	9,460	18,000	47,250	20,000	1,500	15,000	26,500	26,500	40,000	40,000	5,000	40,000
7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 工事負担金	80	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. その他	700	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	124,501	142,178	154,778	108,599	68,891	76,894	61,824	59,960	74,275	73,977	10,800	73,600
(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純計 (A)-(B)	124,501	142,178	154,778	108,599	68,891	76,894	61,824	59,960	74,275	73,977	10,800	73,600
1. 建設改良費	20,185	54,500	93,500	42,500	5,500	32,500	55,500	55,500	75,500	75,500	12,500	75,500
2. うち職員給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 企業債償還金	131,373	122,600	106,796	107,782	101,007	92,064	76,812	70,869	64,588	63,701	47,129	39,587
4. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. その他	700	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
計 (D)	152,258	177,700	200,996	150,882	107,107	125,164	132,912	126,969	140,688	139,801	60,229	115,687
(E)	27,757	35,522	46,118	42,283	35,216	48,270	71,088	67,009	66,413	65,824	49,629	42,087
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(D)-(E)	124,501	142,178	154,778	108,599	71,891	76,894	61,824	59,960	74,275	73,977	10,800	73,600
1. 損益剰余金処分額	22,769	35,640	41,913	40,238	37,852	46,679	68,452	64,373	63,186	62,597	58,043	57,944
2. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 繰越工費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. その他	4,988	3,318	4,205	2,045	364	1,591	2,636	2,636	3,227	3,227	682	3,227
計 (F)	27,757	38,958	46,118	42,283	38,216	48,270	71,088	67,009	66,413	65,824	58,725	61,171
(E)-(F)	0	△ 3,436	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 9,096	△ 19,084
補填財源不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(G)	141,854	131,455	114,261	115,218	107,892	97,989	82,375	76,512	70,380	69,728	53,404	45,561
企業債元利償還額	919,873	833,673	772,077	684,295	584,788	507,724	457,412	413,043	381,455	350,754	308,625	302,038
企業債償還額	919,873	833,673	772,077	684,295	584,788	507,724	457,412	413,043	381,455	350,754	308,625	302,038

○他会計繰入金

区分	年度											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収入	92,621	105,423	95,848	102,024	114,312	86,142	114,006	106,984	107,446	91,481	100,533	106,754
1. うち基準内繰入金	48,644	47,507	44,328	46,684	48,336	52,467	72,792	67,891	64,210	64,039	64,463	63,918
2. うち基準外繰入金	43,977	57,916	51,520	55,340	67,976	33,675	41,214	39,293	43,236	27,442	36,070	42,836
資本的収入	104,861	87,147	61,728	67,999	65,291	46,294	8,224	6,360	675	377	0	0
1. うち基準内繰入金	2,870	2,370	1,760	512	346	176	0	0	0	0	0	0
2. うち基準外繰入金	101,991	84,777	59,968	67,487	64,945	46,118	8,224	6,360	675	377	0	0
合計	197,482	192,570	157,576	170,023	179,603	132,436	122,230	113,344	108,121	91,858	100,533	106,754

第3章.フォローアップ

本下水道ビジョンは、計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間としています。

今後は目標達成のため、進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）等の事後検証を行うことが重要です。「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のPDCAサイクルを回して、事業運営のさらなる健全化を目指します。



図 3.1 PDCA サイクルのイメージ

第4章.用語集

【あ行】

- **維持管理費**（いじかんりひ）
日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費とそれに係る人件費等によって構成されます。
- **ウォーターPPP**（うおーたーぴーぴーぴー）
水道、下水道、工業用水道といった水分野の公共施設を対象とした、官民連携（Public Private Partnership：PPP）の新しい事業方式です。老朽化が進む上下水道インフラの更新や改築、人口減少による料金収入の減少、専門職員の不足といった課題に対応するため、民間の資金・技術・ノウハウを活用し、効率的かつ持続可能な上下水道事業の運営による上下水道基盤の強化に貢献することが期待されています。
- **営業外収益**（えいぎょうがいしゅうえき）
主たる営業活動以外から生じる収益のことです。
- **営業外費用**（えいぎょうがいひよう）
企業債の支払利息などの金融財務活動に伴う費用及び、事業の経営活動以外の活動によって、生じる費用のことです。
- **営業収益**（えいぎょうしゅうえき）
主たる営業活動から生じる収益で、下水道使用料などが計上されます。
- **営業費用**（えいぎょうひよう）
主たる営業活動のために生じる費用で、管渠費、処理場費、総係費、減価償却費などが計上されます。
- **汚水**（おすい）
家庭・会社・工場等のトイレやお風呂から排出される、汚れた水のことです。
- **汚水処理**（おすいしより）
汚水を河川や海等に流せるまでにきれいにするということです。
- **汚水処理原価**（おすいしよりげんか）
汚水処理に要した経費を有収水量で除したものです。
- **汚水処理人口普及率**（おすいしよりじんこうふきゅうりつ）
公共下水道及び合併処理浄化槽を利用できる地域の人口を、行政区域内人口で除した値のことで、どのくらいの人が汚水処理施設を使えるようになったかを示す割合です。
- **汚水処理施設**（おすいしよりしせつ）
下水道施設や集落排水施設、浄化槽などの家庭や事業所などから出る汚水を処理する施設の総称です。
- **汚水処理量**（おすいしよりりょう）
汚水処理施設で処理された汚水の量のことです。家庭・事業所等からの汚水の他、下水道管渠に流入する地下水等の不明水も含まれます。

- **汚泥の有効利用**（おでいのゆうこうりよう）
下水汚泥を加工し、緑農地等の有機肥料、あるいは建設資材等に利用することです。
- **オキシデーションディッチ法**
汚水処理方式である活性汚泥法の一つで、環状の無終端水路（ディッチ）に下水と活性汚泥を入れ、長時間曝気・循環させることで有機物や窒素、リンなどを効率的に除去する処理方式です。比較的安定した処理水質が得られ、維持管理が容易な特徴があります。

【か行】

- **合併処理浄化槽**（がっぺいしよりじょうかそう）
し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などの排水）の両方を併せて処理できる浄化槽のことです。単独処理浄化槽（し尿のみを処理）に比べて、より広範囲の汚水を処理し、公共用水域の水質保全に貢献します。
- **管渠**（かんきょ）
主に道路内に敷設される下水道管（排水管）のことを指し、用途や形状により污水管、雨水管、合流管等の種類があります。
- **企業債**（きぎょうさい）
地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金のために起こす地方債のことです。
- **経常収支比率**（けいじょうしゅうしひりつ）
料金収入や補助金、一般会計からの繰入金等の収益と、営業費用や営業外費用等の費用の比率です。
- **下水汚泥**（げすいおでい）
下水中の浮遊物質や有機物が重力や生物の作用等によって、沈殿・分離、堆積されて生じる泥状の物質です。脱水処理などにより減量化され、たい肥化により肥料として有効利用されます。
- **下水道 BCP**（げすいどうびーしーぴー）
地震や水害などの自然災害、あるいは事故などにより下水道施設が被災した場合でも、下水道機能を早期に復旧させ、事業を継続するための計画（Business Continuity Plan：事業継続計画）です。生活環境の保全や公衆衛生の維持といった下水道の重要な役割を果たすために、迅速な対応と復旧体制の確立を目指します。
- **公営企業会計**（こうえいきぎょうかいけい）
地方公共団体が経営する公営企業（下水道事業など）に適用される会計方式です。一般会計とは異なり、企業としての独立採算性を明確にするため、収益と費用を対応させて計上する「発生主義」や、資産・負債を明確にする「複式簿記」が採用されます。これにより、事業の経営状況や財政状態をより正確に把握し、効率的な運営を目指します。
- **公共下水道**（こうきょうげすいどう）
市街地からの汚水を終末処理場で処理して河川に放流するもので、市町村が事業主体となっていく最も一般的な下水道のことです。
- **公共枿**（こうきょうます）
各宅地内から出た汚水を受け、公共下水道に流すための設備のことです。

- **コンポスト施設**（こんぼすとしせつ）

下水汚泥や生ごみなどの有機性廃棄物を微生物の働きによって発酵・分解させ、堆肥（コンポスト）を製造する施設です。下水汚泥の有効利用の一環として、肥料化や土壌改良材としての活用が図られます。

【さ行】

- **し尿受入施設**（しにょううけいれしせつ）

下水道が整備されていない地域などで設置される、し尿処理施設や浄化槽から収集されたし尿・浄化槽汚泥を一時的に受け入れ、下水処理場へ送る、または前処理を行う施設です。

- **浄化槽**（じょうかそう）

下水道が整備されていない地域などで、家庭や事業所から排出される汚水を個別に処理する施設です。し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水の両方を処理する合併処理浄化槽があります。

- **終末処理場**（しゅうまつしよりじょう）

下水処理場のことです。

- **ストックマネジメント**

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することです。

- **生活排水**（せいかつはいすい）

一般家庭から出るし尿、炊事、洗濯、入浴等の排水のことです。「生活排水」＝「し尿」＋「生活雑排水」と定義されます。

- **生活雑排水**（せいかつざっぱいすい）

し尿を除く、一般家庭から出る炊事、洗濯、入浴等で発生する排水のことです。

【た行】

- **耐用年数**（たいようねんすう）

管渠や処理場の建物（土木躯体・建築躯体）や機械・電気設備等の減価償却資産が、使用に耐える年数のことです。

- **地方公営企業法**（ちほうこうえいきぎょうほう）

地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律です。

【は行】

- **バイオマス**

生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）を指します。下水道事業においては、下水汚泥をメタン発酵させることで発生するバイオガス（メタンガス）をエネルギーとして利用したり、汚泥を肥料や燃料として活用したりするなど、資源の有効利用の観点から注目されています。

- **PPP**（ピーピーピー）
公共事業の実施主体である行政（政府や地方自治体）と民間事業者が連携して、公共サービスの提供を行う枠組みのことです（Public Private Partnership：官民連携）。
- **放流水**（ほうりゅうすい）
汚水が下水処理場において処理され、きれいになった水のことです。
- **包括的民間委託**（ほうかつてきみんかんいたく）
従来の仕様発注に基づく業務委託と違い、民間業者に対して施設管理に放流水質などの一定の性能の確保を条件として課す、性能発注方式です。

【ま行】

- **マンホール**
地下に埋設された下水管の清掃・換気・点検・採水等をするために、地上から人が出入りできるように設置された縦穴状の構造物です。

【や行】

- **有収水量**（ゆうしゅうすいりょう）
下水道使用料によって収益がある汚水量のことです。
- **有収率**（ゆうしゅうりつ）
汚水のうち、使用料の対象となっている水量の割合のことです。



令和 8 年 3 月

雄武町公共下水道事業ビジョン



ZERO CARBON
HOKKAIDO
OUMU

〒098-1792 北海道紋別郡雄武町字雄武 700 番地

TEL 0158(84)2121(代表) FAX 0158(84)2844

雄武町 建設水道課

